

各務原市下水道排水設備指定工事店の申請について

公共下水道への接続工事（排水設備工事）は下水道本管や、終末処理場の維持管理に直接影響を及ぼすことから、市で指定した『下水道排水設備指定工事店』でないと工事を行うことができません。排水設備工事に必要な『下水道排水設備指定工事店』の申請について、次のとおりご案内します。

1. 下水道排水設備指定工事店の指定条件

（以下「各務原市下水道排水設備指定工事店規程」より抜粋）

- （１）岐阜県下水道協会が認定する下水道排水設備工事責任技術を１人以上選任していること。
- （２）排水設備等の工事の施工に必要な設備及び機材を所有していること。
- （３）岐阜県内に営業所があること。
- （４）次のいずれにも該当しないこと
 - ア 代表者が破産手続開始の決定を受けて復権していないもの
 - イ 代表者が下水道指定工事店としての指定の取消しを受けてから２年を経過していない場合
 - ウ 代表者が業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある場合
 - エ 代表者が精神の機能の障害により排水設備等の新設等の工事の事業を適正に営むにあたって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者である場合
 - オ 法人である場合、その役員の中にアからエまでのいずれかの場合に該当する者がいる場合

2. 指定の申請に必要な書類

各務原市ウェブサイトから様式を各自ダウンロードしてください。

ホーム>インターネットサービス>申請書ダウンロード>上下水道>各務原市下水道排水設備指定工事店指定申請書（「法人」または「個人」）

No.	提出書類	法人	個人
1	指定工事店指定申請書（様式第1号）	○	○
2	誓約書	○	○
3	登記事項証明書	○	×
4	定款又は寄付行為の写し	○	×
5	代表者の住民票、在留カード又は特別永住者証明書の写し	×	○
6	代表者の経（履）歴書	○	○
7	工事経歴書	○	○
8	従業員名簿	○	○
9	選任する責任技術者の名簿（様式第2号）※	○	○
10	雇用関係を証する書類	○	○
11	機械器具調書	○	○
12	設備及び機材の写真	○	○
13	営業所の外観、事務所の写真	○	○

※ 県内の他の営業所と兼務する場合は、兼務状況が分かる書類もご提出ください。

3. 異動の届出及び指定の更新

- (1) 申請書の記載事項に異動（変更）があった場合は、届出が必要となります。
- (2) 指定の有効期間は5年間で、引き続き指定を受けようとする場合は、有効期間満了の1か月前までに、各務原市下水道排水設備指定工事店指定申請書を提出してください。申請書の提出がない場合は、有効期間満了以降は指定が失効となります。

4. 登録（更新）申請手数料

登録申請手数料は、1事業所につき14,000円（更新手数料は、1事業所につき10,000円）です。

5. 指定工事店の責務

（以下「各務原市下水道排水設備指定工事店規程」より抜粋）

- (1) 排水設備工事の申込みを受けたときは、正当な理由がない限り、これを拒んではならない。また、見積り依頼については、無償にて対応しなければならない。
- (2) 排水設備工事の契約に際しては、工事金額、工事期限その他の必要事項を明確に示さなければならない。
- (3) 排水設備工事を適正な価格で誠実かつ迅速に施工しなければならない。
- (4) 排水設備工事の全部又は大部分を一括して第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。
- (5) 下水道指定工事店としての自己の名義を他の業者に貸与してはならない。
- (6) 市長の確認を受けずに排水設備工事に着手してはならない。
- (7) 排水設備工事を責任技術者の監理の下において設計し、及び施工しなければならない。
- (8) 排水設備工事の完了検査に責任技術者を立ち合わせなければならない。
- (9) 排水設備工事の完了検査において不良と認められるものについては、市長の指示した期間内に改修しなければならない。
- (10) 設備工事完了後1年以内に生じた故障等については、天災地変又は使用者の責に帰すべき理由によるものでない限り、無償で補修しなければならない。
- (11) 災害等の緊急時に、排水設備等の復旧に関して市長から協力の要請があった場合は、これに協力するよう努めなければならない。

6. 工事店の効力等

指定工事店の責務に反したとき、又は業務に関し不誠実な行為等があったときは、指定の取消し、又は一定期間指定を停止することがあります。

7. 異動の届出

組織の変更、商号の変更、代表者の異動、選任する責任技術者の異動、営業所の移転、住居表示又は電話番号の変更があったときは、必ず異動届出書（様式第6号）を提出してください。異

動届出書を提出しないと指定店の指定が失効する場合があります。

◆詳しくは、各務原市 水道部 下水道課 普及係へお問い合わせください。

TEL：058-383-6607 FAX：058-371-3140